



市章

# 大津市公報

令和3年8月10日  
号外(第44号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 規 則

- 65 大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則…………… 1  
66 大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則…………… 1  
67 大津市財務規則の一部を改正する規則…………… 2

### ○ 訓 令

- 5 大津市文書取扱規程の一部改正…………… 5

## 規 則

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月10日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第65号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則(昭和63年規則第59号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第11条」を「一第11条」に、「～第20条」を「一第20条」に、「～第29条」を「一第29条」に、「～第34条」を「一第34条」に、「～第43条」を「一第43条」に、「～第54条」を「一第54条」に、「～第61条」を「一第61条」に、「～第66条」を「一第65条」に、「第67条」を「第66条」に改める。

第7条第3項を削る。

第18条第2項及び第3項を削る。

第59条第2項及び第3項を削る。

第62条第1項中「について」の次に「、電算システムによる」を加え、同条第2項中「前項に定める」を「前項の」に改め、「について」の次に「、電算システムによる」を加え、同条第3項中「橋梁」を「橋梁」に、「第2項に定める」を「前項の」に、「省略する」を「備えない」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第63条の前の見出しを「(台帳の調製の時期等)」に改め、同条第1項中「前条第4項に規定する電算システムによる」を「前条第1項の」に、「及び建物」を「、建物及び用益物権」に改め、同条第2項中「により変動通知書を受理した」を「による通知を受けた」に改める。

第64条第1項中「第62条第4項に規定する電算システムによる」を「第62条第1項の」に、「第62条第2項に定める」を「同条第2項の」に、「という」を「と総称する」に改める。

第65条を削る。

第66条中「ただし」を「ただし、」に、「により」を「により、」に改め、同条を第65条とする。

第7章中第67条を第66条とする。

様式第1号を次のように改める。

### 様式第1号 削除

様式第7号を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月10日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第66号

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

大津市土地開発基金管理規則(昭和45年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「および」を「及び」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第3項中「引渡す」を「引き渡

す」に改め、「2通」を削り、同条第4項中「1通」を「の写し」に改める。

第19条第2項中「3人」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月10日

大津市長 佐 藤 健 司

#### 大津市規則第67号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 支払の特例」を「第3節 支出の特例」に改める。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第8条中「手続き」を「手続」に改める。

第13条第1項中「、所定の様式による歳出予算流用申請書により」を削り、同条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「電子情報処理組織を使用して」を削り、同条第4項中「手続き」を「手続」に改める。

第14条第1項中「、所定の様式による歳出予算還元申請書により」を削り、同条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「電子情報処理組織を使用して」を削る。

第15条第1項中「、所定の様式による予備費充用申請書により」を削り、同条第2項中「電子情報処理組織を使用して」を削る。

第18条第1項中「、所定の様式による歳出予算配当替申請書により」を削り、「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「電子情報処理組織を使用して」を削る。

第23条第1項中「、所定の様式による調定書により、」を削り、同条第2項中「1の調定書により」を「一括して」に改め、同条第3項中「うえ」を「上」に改め、「、1の調定書により」を削る。

第26条第1項中「所定の様式による変更調定書により」を「当該」に、「又は調定書により」を「又は」に改め、同条第2項中「、調定書により」を削る。

第27条第1項中「第106条第4項」を「第106条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第28条第1項中「所定の様式による」を削り、同条第2項を削る。

第29条第1項中「電算システムによるものは様式第1号、」を「様式第1号（」に、「は様式第2号」を「にあっては、様式第2号）」に改め、同項第1号中「第106条第4項」を「第106条第5項」に改める。

第46条第1項中「、電算システムにより」及び「所定の様式による」を削り、同条第2項を削る。

第47条第2項を削る。

第48条第1項中「所定の様式による戻出命令書により」を削り、「これ」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改め、同条第2項中「より戻出命令書の送付」を「よる通知」に改め、同条第4項中「第4章第3節第1款」を「次章第3節第1款」に改める。

第50条第1項及び第2項中「調定書により」を削る。

第51条第2項中「、所定の様式による不納欠損書によって」を削り、同条第3項中「不納欠損書」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改め、同条第4項を削る。

第53条第1項を次のように改める。

支出負担行為は、歳出予算所管課長が、決裁規程の定めるところにより、自ら決裁し、又は上司の決裁を受けて行うものとする。

第53条第2項中「支出負担行為書に」を削り、「書類」を「資料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 支出負担行為は、支出金額が支出負担行為の時に確定しないものであるときは、支出命令と同時に行うものとする。

第54条中「歳出予算所管課長に交付した所定の様式による支出確認書によって」及び「支出負担行為兼支出命令書により」を削る。

第55条中「旅行命令書又は外勤簿の所定の欄への押印による」及び「、支出負担行為兼支出命令書によって」を削り、同条ただし書を削る。

第56条第1項及び第2項中「電子情報処理組織を使用して」を削り、同条第3項中「所定の様式による単価契約物品支出負担行為兼支出命令書によって」を削り、同条第5項中「所定の様式による物品購入依頼書」を「依頼」に改め、同条第6項中「電子情報処理組織を使用して」を削る。

第57条から第58条の3までの規定中「電子情報処理組織を使用して」及び「支出負担行為兼支出命令書により」を削る。

第59条第1項中「、所定の様式による施行伺兼支出負担行為書によって」を削り、同条第2項中「所定の様式による施行伺書によって」及び「、所定の様式による契約締結伺兼支出負担行為書によって」を削り、同条第3項中「所定の様式による契約締結通知書により」及び「、所定の様式による支出負担行為確認書により」を削る。

第61条中「、所定の様式による変更支出負担行為書によって」を削る。

第62条第2項を削る。

第64条第2項第10号中「書類」を「資料」に改め、同条第3項中「歳出予算課長は、債権者からの納品書若しくは請求書に検収・履行確認印(そのひな形は様式第8号)を押印し、又は次条の規定による支出命令書若しくは支出負担行為兼支出命令書の所定の欄に検収及び履行の確認の年月日を記入して」を「歳出予算課長が」に、「代って」を「代わって」に改める。

第65条を次のように改める。

(支出命令)

**第65条** 支出命令は、歳出予算所管課長が決定し、その内容を会計管理者に通知して行うものとする。

第67条中「電子情報処理組織を使用して」及び「支出命令書により」を削る。

第68条から第69条の3までの規定中「電子情報処理組織を使用して」及び「支出負担行為兼支出命令書により」を削る。

第72条の見出しを「(支出命令の添付資料)」に改め、同条第1項中「支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書」を「支出命令の内容」に、「第160条第2項」を「第160条第3項」に、「送付」を「通知」に改め、同条第2項中「支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書の送付」を「前項の通知」に、「書類」を「資料」に改め、同条第3項中「前項の規定による」を「前2項の規定による」に、「添付書類」を「添付資料」に改め、「原本」の次に「又は支出命令者が原本と相違がないことを確認した原本の写し」を加え、同項ただし書を削る。

第73条第1項第5号中「支出命令書」を「支出命令」に改め、同条第2項中「当該支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書を返送」を「その内容を通知」に改める。

第74条の見出しを「(出納閉鎖期間における支出命令の通知期限)」に改め、同条中「による支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書」を「により支出命令の内容」に、「送付する」を「通知する」に、「これらを送付」を「通知」に改める。

第74条の2第2項を削る。

第79条第1項中「所定の様式による精算書により」、「精算書を」及び「提出し」を削り、「送付」を「、当該前渡資金の精算の内容を通知」に改め、同条第2項中「精算書の提出」を「同項の通知」に、「これ」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改め、同条第3項中「精算書の送付」を「通知」に改め、同条第4項中「精算書の提出」を「同項の通知」に改め、同条第5項中「支出負担行為兼支出命令書により」を「支出命令と同時に」に改め、「電算システムにより精算書を作成して」を削り、「ときは、その時」を「時」に改める。

第84条第1項中「精算書類」を「精算の内容」に、「証する書類」を「証する資料」に、「提出」を「通知」に改め、同条第2項中「前項の規定により精算書類の提出」を「前項の通知」に、「これを精査し、精算書により」を「当該通知の内容を精査した上で」に、「精算書を会計管理者に送付」を「その内容を会計管理者に通知」に、「精算書の送付」を「通知」に改め、同条第3項ただし書を削り、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の場合において、支出命令と同時に支出負担行為を行ったものによっては、精算をした時に支出負担行為の変更があったものとみなす。

第89条中「、所定の様式による公金振替命令書により」を削り、「公金振替命令書を」を「その内容を」に、「送付」を「通知」に改める。

第92条第3項中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条第4項中「様式第10号」を「様式第9号」に、「様式第9号」を「様式第8号」に改める。

第94条中「電算システム」を「電子情報処理組織」に改める。

第95条中「、会計名及び番号」を削る。

第101条第3項中「調定書により」を削る。

第102条第1項中「当該支出命令書の」を「所定の様式による支出命令書の」に、「あて」を「宛て」に、「様式第11号」を「様式第10号」に改める。

第105条第3項中「調定書により」を削る。

第106条第1項中「所定の様式による戻入命令書(支出負担行為兼支出命令書により支出負担行為を行ったものであるときは、所定の様式による減額支出負担行為兼戻入命令書)により」を削り、「これ」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項中「前3項」を「第1項、第3項及び第4

項」に改め、「調定書により」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、支出命令と同時に支出負担行為を行ったものによっては、誤払金等の金額の返納を決定した時に支出負担行為の変更があったものとみなす。

第108条第1項中「、所定の様式による収入更正書により」を削り、「収入更正書を」を「その内容を」に、「送付」を「通知」に改める。

第109条第1項中「、所定の様式による支出更正書により」を削り、「支出更正書を」を「その内容を」に、「送付」を「通知」に改め、同条第2項中「振替依頼書の送付」を「振替の依頼」に改める。

第111条第1項中「振替依頼書の送付」を「振替の依頼」に、「公金振替命令書により、又は所定の様式による支出負担行為兼公金振替命令書により」を「、又は」に、「これら」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改め、同条第4項中「公金振替命令書により決定する」を「公金振替命令に基づき行う」に改める。

第112条第1項中「により、収入更正書、支出更正書又は公金振替命令書の送付」を「による通知等」に、「様式第12号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第113条を次のように改める。

#### 第113条 削除

第115条第1項中「これ」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改める。

第122条第1項中「、調定書により」を削り、「これ」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改め、同条第2項中「所定の様式による所得税控除内訳表によって」を「所得税の控除の内容を」に改める。

第123条第1項中「、所定の様式による払出命令書により」を削り、「これ」を「その内容」に、「送付」を「通知」に改める。

第125条中「手続き」を「手続」に改める。

第136条第4項後段を削る。

第137条第2項中「物品購入依頼書」を「依頼した購入の内容」に改め、同条第3項中「電子情報処理組織を使用して」及び「若しくは物品購入依頼書」を削り、同条第4項中「所定の様式による備品受入通知書」を「備品を受け入れたこと」に、「送付」を「通知」に改める。

第138条中「備品受入通知書」を「所定の様式による備品受入通知書」に改める。

第139条第1項、第2項及び第4項中「電算システムにより」を削る。

第140条第1項中「所定の様式による備品交付申請書により」を削り、同条第2項中「電子情報処理組織を使用して」を削る。

第141条第1項中「所定の様式による備品返納通知書を送付」を「備品の返納を通知」に改め、同条第2項中「電算システムにより」を削る。

第142条第1項中「所定の様式による備品所管換え申請書により」を削り、同条第2項中「電子情報処理組織を使用して」及び「電算システムにより」を削る。

第143条第1項中「所定の様式による備品返納通知書を送付」を「備品の返納を通知」に改め、同条第2項中「電算システムにより」を削り、「うえ」を「上」に改める。

第145条第1項中「当該非供用備品から外した備品ラベルを貼付した所定の様式による備品登録抹消申請書を送付」を「備品の登録の抹消を申請」に改め、同条第2項中「電子情報処理組織を使用して」及び「電算システムにより」を削り、同条第3項中「ときは、」の次に「備品ラベルを外した上で」を加える。

第146条中「電算システムにより」を削り、「時に」を「ときは、その時に」に改める。

第150条第3項中「電算システムにより」を削り、同条第4項中「電算システムにより」を削り、「ときに」を「ときは、その時に」に改める。

「**第10章** 出納員その他会計職員」を「**第10章** 出納員その他の会計職員」に改める。

第157条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第160条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、会計管理者をして、次項及び第4項の事務のほか、支出命令の審査に関する事務（支出命令の添付資料が原本と相違ないことの確認に限る。）を出納員に委任させる。

第167条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

別表中「（平成9年法律第123号）」及び「（昭和33年法律第192号）」を削る。

様式第8号を削り、様式第9号を様式第8号とし、様式第10号から様式第12号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**大津市訓令第5号**

大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の一部を次のように改正する。

令和3年8月10日

大津市長 佐 藤 健 司

第39条第1項中「文書主任が押印した所定の保存文書借覧・閲覧申請書を」を「あらかじめ」に、「提出」を「申請」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和3年8月10日から施行する。